

## 皇位継承の存続可能な法的整備の試案

(京都産業大学名誉教授・モラロジー研究所教授) 所 功

### 「一」「皇室典範特例法」による皇位継承

ご承知のとおり、今年の四月三十日限りで平成の天皇陛下(85)が退位(譲位)され、五月一日から令和の天皇陛下(59)が即位(践祚)された。これは戦後の皇室典範が明治以来の典範と同様、天皇の終身在位(崩御による御代替り)を「原則」として残しながら、かつて予想困難であった高齢化の進行を特別な理由として認める「特例法」が、衆参両院で出席者全員の賛成により成立していたから、可能になったのである。

すなわち、天皇の終身在位は、明治から法制化された「原則」であるが、必ずしも不変の原理ではないから、状況の変化により「例外」を公認する法的措置がとられたのである。それにより現行憲法で「日本国の象徴」(国家の元首に相当する代表)「日本国民統合の象徴」(国民の一体感を体現する中心)としての天皇たる役割(公務)を自ら行うのみならず、それを次代に伝えうる道が拓かれたとみられる。しかも、今回の「特例」≡新例は、将来同様の状況を迎えたら「先例」として受け継がれる可能性が高い。

### 「二」「皇位継承の原理」を主張する論者への疑問

このたびの特例法による高齢譲位にも反対意見を表明した八木秀次氏は、気鋭の保守論客として評価するファンも多い。ただ最近、ある会員雑誌の九月号に掲載された「女性・女系天皇の容認、女性宮家の創設は皇統の断絶を意味する」は、十数年来の持論を要約されたものながら、私には理解し難い疑問が少くない。

実は、同氏も平成十七年(二〇〇五)六月初版の『本当に女帝を認めていいのか』(洋泉社新書)の中で、(一)「皇室は血統原理で一貫している」(50頁)、(二)「嫡系優先の原理の上に・・・①側室との・・・庶系(庶子継承)・・・②男系の傍系・・・という、二重の安全装置を備えて、一貫して男系で継承してきたのが皇統なのである」(71頁)、(三)「私の立場からは、男系継承は・・・譲つてはならない原理である。男系継承の道を徹底的に探って、それで万策尽きれば、女性天皇や女系天皇の選択もやむを得ない。」(76頁)と、かなりバランスの取れた論が述べられている。

しかし今回は、分量の制約もあったにせよ、(二)の側室庶子が「安全装置」だったことに言及せず、(三)「万策尽きれば女性天皇も女系天皇の選択も」例外的に認める余地まで否定して、「女性天皇・・・のお子さまが即位されれば、歴史上一例もない女系天皇となり、その時点で男系での皇統は断絶する」と憂慮されている。はたしてそうだろうか。

### 「三」「特例法」付帯決議の示した現実的な課題

八木論文は、冒頭「“皇位の安定的継承”として、女性天皇や女性宮家を実現しようという動きがある」と記す。しかし、それは論壇や民間の恣意的な動きというようなものでは

ない。前述の「皇室典範特例法」は、平成二十九年（二〇一七）六月成立の際、次のような「付帯決議」を衆参両院で正式に採択しているのである（三は省略）。

一、政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方のご年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方のご事情等を踏まえ、全体として整合性がとれるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

二、一の報告を受けた場合においては、国会は安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法院の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとする。

すなわち、すでに国会の決議（総意）として、①「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」と、②「女性宮家の創設等」について検討すること、③それは「皇族方のご年齢」「皇族方のご事情等」から「先延ばしすることのできない重要な課題であること」、④それゆえ「本法施行後速やかに」「全体として整合性が取れるよう検討を行い・・・速やかに国会に報告すること」、⑤その「報告を受けた」国会では、「立法院の総意が取りまとめられるよう検討を行う」ことが明示されている。要するに、政府も国会も①と②を「先延ばしできない」現実的な課題として取り組まなければならないのである。

#### 「四」「男系の男子」継承は絶対原理か基本原則か

この①と②は区別されていることに意味があるとすれば、本命の主題は①であり、それに随伴する副題が②と解される。そのために検討しなければならないのは、現行の「皇室典範」である。とりわけ第一条の「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」という規定（旧典範では第一条に「大日本帝国皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を継承す」と規定）が主要な対象となる。

それゆえ、まず明確に認識すべきは、皇位の「男系の男子」による継承というのは、絶対的な原理（プリンシプル）なのか、基本的な原則（ルール）なのかである。もし絶対的な原理ならば、部分的に変えることも全面的に改めることもしてはならないことになる。しかし相対的な原則ならば、可能な限り尊重し存続しながら、状況の変化を直視しながら「例外」を認めて現実的な変更をしてもよく、むしろ時宜に叶う変更により本質を活かし続けることもできると思われる。

この点、八木氏は前掲書において、皇室は「血統原理」というのみならず、「男系継承」が譲つてはならない原理」と主張しながら、「万策尽きれば女性天皇も女性宮家の選択もやむを得ない」と例外を容認しておられるが、最新論文のタイトルでは「女性・女系天皇の容認、女性宮家の創設は皇統の断絶を意味する」との結論を強調し、「皇位継承の原理を変えてしまうことは・・・祖先を冒瀆すること」と警告される。けれども、よく考えてみれば「男系の男子」による継承は、いわゆる原理ではなく原則だと考えられる。

#### 「五」皇位継承者は皇祖神の後裔・男系男子も女子も可

近代的な立憲制度を採用する以前の日本では、天皇ご自身が法を定められるという建前

であったから、皇位の継承について規定するような明文はない。ただ、わが日本列島の大部分を統一された歴代天皇（皇位継承者）の来歴と事績を伝える正史（国史）などから、本来的な在り方や具体的な対応例を通して、大まかな原則を確認することはできる。

まず約千三百年前（七二〇）に勅撰された『日本書紀』の「神代」紀には、有史以前の古伝が神話の形で物語られている。それによれば、今なお多くの日本人に「皇祖神」と信じられる「天照大神」は、「大日靈貴神」（おおひるめのむちのかみ）とも称される女神とみられる。その皇祖神から「皇孫」と明記される瓊瓊杵尊に対して、皇位と一体の「三種の宝物」が下賜され「葦原の中国」に降臨して永久に統治することが勅命され、その子孫と伝えられるのが人皇初代の神武天皇である。従って、皇宗神武天皇の祖先神が偉大な女神という神話伝承は、決して軽視したり無視してはならない。

ついで飛鳥時代（ほぼ七世紀）の皇位継承は、蘇我氏や藤原氏などの影響もあって、複雑な歩みを辿った。その多くは男系の男子であったが、<sup>③②</sup>崇峻天皇の殺害された後に、朝廷の窮地を救われたのは、先進的な中国に前例のない、日本史上初めての「女帝」<sup>③③</sup>推古天皇（<sup>③④</sup>用明天皇の皇后）である。その在位（五九二〜六二八）は三十年に及び、前半は聖徳太子に摂政を委ねられたが、後半は主体的に治績をあげられており、単なる中継ぎではない。

すなわち、皇位継承者は「男系の男子」が基本的な原則だとしても、時の必要に迫られると、例外的に男系女子の「女性天皇」が誕生し実績をあげられたのである。その後、<sup>③⑤</sup>皇極女帝（六四二〜六四五）<sup>③⑦</sup>斉明女帝（六五五〜六六一）、<sup>④①</sup>持統女帝（六八六〜六九七）、<sup>④②</sup>元明女帝（七〇七〜七一五）、<sup>④④</sup>元正女帝（七一五〜七二四）、<sup>④⑥</sup>孝謙女帝（七四九〜七五八）<sup>④⑧</sup>称徳女帝（七六四〜七七〇）という具合に、百七十年弱で五方七代（一四代中の約半数）の多様な女性天皇が続出しており、もはや例外とは言えない。

けれども、平安初期から江戸初期まで八百年近い間の天皇は、すべて男系の男子であるから、それが基本的な原則となっている史実は重視しなければならない。ただ、江戸時代にも<sup>④⑩</sup>明正女帝（二六二九〜一六四三）および<sup>④⑪</sup>後桜町女帝（一七六二〜一七七〇）の二代は、中継ぎとして登場されたのみならず、共に譲位後長らく後継天皇の後見役を積極的に果たしておられる。

### 「六」「日嗣」は直系が望ましく必ず「皇緒」を立てる

このように皇位継承者（天つ日嗣）は、男系の男子が極めて多いから、それを基本原則として尊重すると共に、男系の女子も少くないから、それを例外として容認することは差し支えないであろう。ただ、過去八方十代の女性天皇は、いずれも皇族身分の後妃であった寡婦か、未婚の皇女であって、その後には子女が皇位を継いだ女系天皇の例は史上に存在しない。従って、当面の議論では、あくまで女性天皇の可否に留め、その先の女系天皇は対象外として万策尽きるまで先送りする。それを前提とすれば、現実的な検討ができるに違いない。

もう一つ、基本原則の在り方として古来より提示されてきたのは、皇位は直系継承が望ましいこと、また必ず皇室で生まれ皇族の身分に在る者でなければならないことである。それを裏付けるのは、壬申の乱（六七二年）で父君大友皇子<sup>④⑨</sup>弘文天皇を失った葛野王は、叔

父<sup>④</sup>天武天皇の嫡嗣草壁皇子の薨後、<sup>④</sup>持統女帝が中継ぎを果たされ、その嫡孫の軽皇子<sup>④</sup>文武天皇を皇嗣と定める協議で、皇位は「子孫相承け」る直系継承が望ましく、「兄弟相及べば則ち乱これより興らん」と直言している(『懷風藻』)。また<sup>④</sup>称徳女帝の神護景護元年(七二〇)、道鏡の野望を挫いた和氣清麻呂が受けた宇佐大神の神託に、「臣を以て君と為すこと、未だこれあらず、天つ日嗣は必ず皇緒(皇族)を立てよ」と明示されている(『続日本紀』)。

ここで留意すべきは直系継承が望ましいという葛野王も、また皇位継承者には必ず皇統の皇族を立てよという神託(和氣公の確信)も、それを男系・女系とか、男子・女子とかいうような近代以降の区別も限定しておらず、皇祖・皇宗以来の皇統に属する皇族であること、臣籍の者には皇緒の資格がないことこそが、皇位継承の重要な基本原則とみられる。

### 「七」近現代の「皇室典範」で「男系の男子」に限定

叙上のような皇位継承の基本原則は、飛鳥・奈良時代(ほぼ七・八世紀)に確立され、それが平安時代から明治初期まで慣習法的に受け継がれてきた。しかし、まもなく近代的な立憲公議政体の採用に伴い、皇位継承法も成文化されることになったのである。

その経緯を振り返ると、まず明治十年(一八七七)前後、元老院で編纂された「国憲按」の第一次草案(帝位継承)に、「継承の順序は、嫡長入嗣の正序に従ふべし。・・・同族に於いては、男は女に先立ち、同類に於いては、長は少に先立つ」との原則を立て、「女王入て嗣ぐ」ことも認めており、それが第三次草案まで入っている。

また同十八年(一八八五)宮内省で起草した『皇室制規』にも、「皇位は男系を以て継承するものとす。もし皇族中、男系絶ゆるときは、皇族中、女系を以て継承す」とあり、男系を原則としながら女系も例外的に認めている。

しかし、同二十年(一八八七)柳原前光起草の『皇室典範案』から「皇位を継承するは、男系の男子に限る」とされた。ついで同二十二年欽定の『皇室典範』に至り、「大日本国皇位は、祖宗の皇統を承け、男系の男子、之を継承す」と明文化して、男系・女系を区別し、女系のみならず男系の女子(女帝)すら除外するに至った。それを戦後の現行典範もほとんどそのまま引き継いでいる。

その「男系の男子」限定は、八木氏の指摘どおり、かつて複数の側室の庶子と多数の傍系の宮家という二重の「安全装置」により何とか維持されてきた。しかし、戦後の典範では、側室庶子を否定し、占領下で傍系宮家も激減してから既に七十年以上経った現在、今上陛下より若い継承者は秋篠宮殿下(53歳)と悠仁親王殿下(13歳)しかおられない。

この危機的状況を克服するには、男子限定の原則を維持しながら、例外として「男系の女子」を一代限りで公認する改正が必要だと思われる。それであれば、歴史上の前例があり、「皇統」の本質と矛盾するものではない。

### 「八」皇位継承の皇族は男子優先か長子優先か協議

現在、「特例法」の「付帯決議」が求める「安定的な皇位継承を確保するため」には、し

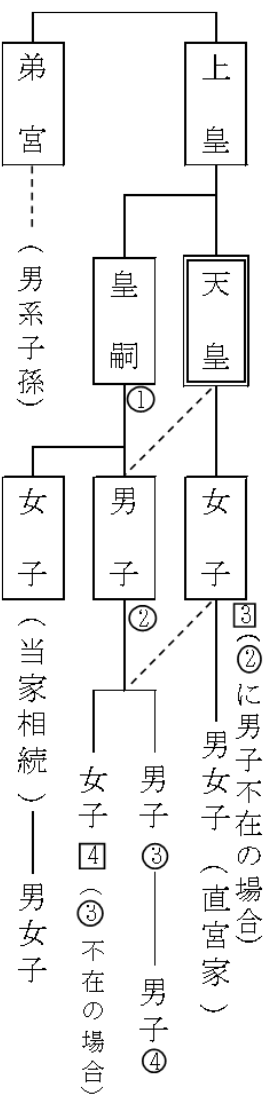
かもそれを「先延ばしすることはできない重要な課題」として取り組もうとすれば、古来の基本原則を尊重しながら、早急に現実的な例外を公認する典範改正案を作成し、大方の合意形成に努める必要がある。

その具体的な試案は、すでに別稿「皇位継承制度の改正を必要とする本質と現状の理解」および「皇位は世襲」原則の持続方法を考え直す」に要旨を記したことがある。それを少し修正し要点のみを十二項目に摘記しておく。

- (1) 現行の憲法は、第一章を「天皇」とし、象徴世襲天皇制度を定めているのであるから、その地位と役割を担いうる皇族が実在し続けるようにしなければならない。
- (2) 現行の皇室典範は、国会で決議された法律だから、国会で改正しうる。それには世襲の皇位を「皇統に属する男系の男子」に限定する基本原則を検討する必要がある。
- (3) この「皇統に属する」皇族は、天照大神を皇祖と信じ、神武天皇を皇宗と仰ぐ。その継承者は、「男系の男子」だけに限られず、男系の女子も含まれてきた。
- (4) ただ、その男系女子≡女性天皇は、大多数の男系男子に対する例外的な存在である。その子孫が皇位を継承した女系天皇の先例は存在しない。
- (5) それゆえ、「男系の男子」限定の原則を男系女子≡女性天皇の公認にまで拡大することは可能であるが、先例のない女系天皇は、万策尽きるまで先送りするほかない。
- (6) その継承順位は、現行典範でも直系長子優先と定めているが、その前提の男子限定を女子も公認する場合、男子優先か長子優先かで順位が異なることになる。
- (7) そこで継承者は、男系の男子優先を原則とするが、その有資格者が極めて少ない状況では、男系の女子も長系の長子優先として例外的に公認する必要がある。
- (8) その場合、継承順位は、資格を有する男女皇族のうち、当代天皇に近い男系の男子を優先し、ついで長系の女子を一代限り加え、それ以外も男子優先で女子を排除しない。  
※長系の長子、(ここでは長男系の第一子(男女不問))をいう。
- (9) 皇位継承は、世代交替の機会でもあるから、有資格者の年齢や状況により、現行典範第三条を準用し、皇室会議の議を経て、順位を変更することができるようにする。
- (10) 具体的には、当代天皇と年齢の近い男子が皇嗣となった場合、その皇嗣に男児があれば、その男児を当代天皇の養子として内廷の皇太子に位置づけることも検討する。
- (11) なお、皇位の継承に準じて、宮家の継承(相続)も、男子に限定せず女子にも認める。少くとも男子不在の宮家は、女子の一人が当家を継承できるようにする必要がある。
- (12) また、皇族の総数が極めて少ない状況では、継嗣の現存しない宮家には、旧宮家の子孫などで適任者があれば「養子」として皇族になり相続できるようにする必要がある。

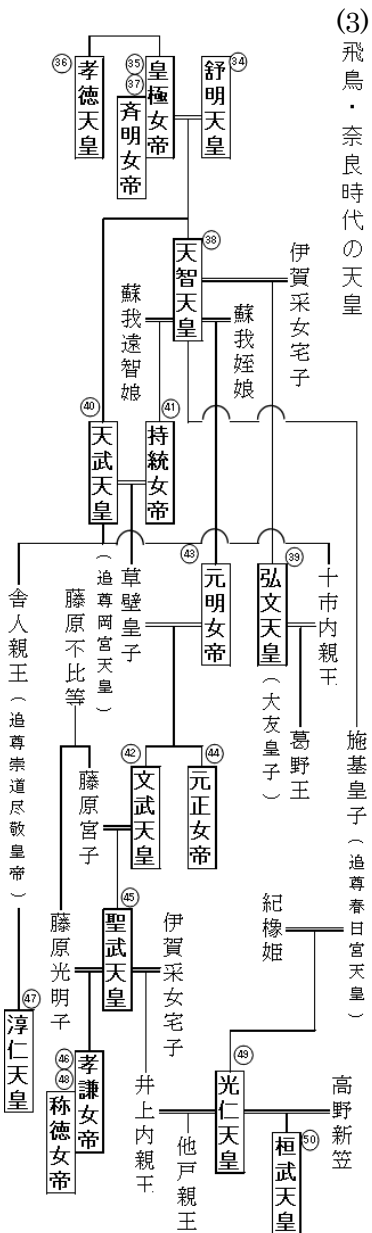
(令和元年九月三十日)

※ 参考想定略図 (点線は養子) (①) ④ 男性天皇、③ ④ 女性天皇



## 皇位継承法の原則と特例（史料）

- (1) 『日本書紀』神代「養老四年（七二〇）」  
「天照大神、勅して曰く……皇孫、すでに生まれたまひぬ。号を天津彦彦火瓊瓊杵尊と曰す。……天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八坂瓊の曲玉、および八咫鏡・草薙剣、三種の宝物を賜ふ。……皇孫に勅して曰く、爾皇孫、就て治せ、行くませ、宝祚の隆えまさむこと、まさに天壤と窮り無けむ、とのたまふ。……」
- (2) 『懷風藻』所収「葛野王」（六六九〜七〇六）「王子は淡海帝（天智天皇）の孫、大友太子（弘文天皇）の長子なり。母は淨御原之帝（天武天皇）長女十市内親王。……少くして學を好み、博く經史に涉り、……治部卿を拜す。高市皇子（六五一〜六九六）薨後、皇太后（持統上皇）、公卿を禁中に引き、日繼（皇位継承者）を立つることを謀る。……王子進奏して曰く、我が国家の法たるや、……従来子孫相承け以て天位を継ぐ。もし兄弟相及べば則ち乱これより興らむ。……」（直系長子優先）



- (4) 大宝・養老「継嗣令」集解（大宝令七〇一、古記七三八ころ）  
「凡そ皇兄弟・皇子、皆親王と為す。「古記（大宝令注釈書）云く、三世の王、即位すれば兄弟親王と為すや不や。答、得るなり。」……（女帝の子亦同じ）（原注）……「女帝の子亦同じ、謂は……女帝の兄弟、男帝の兄弟と二種なり。」以外は「並に親王と為す。親王より五世、王名を得と雖も皇親の限に在らず。……」（男帝優先・皇族限定）
- (5) 『続日本紀』慶雲四年（七〇七）七月壬子条（元明女帝の即位宣命）  
「近江の大津宮に御宇し大倭根子（天智）天皇の……不改常典と定め賜ひ敷き賜へる法を受け賜り坐して行ひ賜ふ……」（聖武天皇・孝謙女帝の即位宣命も同趣）
- (6) 『続日本紀』神護景雲三年（七六九）九月己丑条、宇佐大神託宣  
「我が国家は開闢以来、君臣（の分別）定まれり。臣を以て君と為すこと、未だこれあらざるなり。天つ日嗣（天皇）は必ず皇緒（皇族身分の後継者）を立てよ。」
- (7) 元老院編『国憲按』第一次草案、明治九年（一八七六）第一編第二章「帝位継承」  
第二条「継承の順序は、嫡長入嗣の正序に従ふべし。尊系は卑系に先ち、同系に於ては、親は疎に先ち、同族に於ては、男は女に先ち、同類に於ては、長は少に先つ。」
- (8) 官内省制度取調局起草、「皇室制規」明治十八年（一八八五）  
第一「皇位は男系を以て継承するものとす。もし皇族中、男系絶ゆるときは、皇族中、女

系を以て継承す・・・」／第七「皇女もしくは皇統の女系にして皇位継承のときは、その皇子に伝へ、もし皇子なきときには、その皇女に伝ふ・・・」

(9) 『皇室典範』(旧) K 明治二十二年勅定の根本法、「新」 S 昭和二十二年公布の法律)

① K 第一条「大日本国皇位は、祖宗の皇統にして、男系の男子、之を継承す。」

S 第一条「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」

※ K 第二〇八条 ↓ S 第二条で、継承の順序を皇族男子の長系長子優先として規定。

※ K 第九条 ↓ S 第三条で、「皇嗣」の順序変更の要件規定(皇族会議 ↓ 皇室会議)

② K 第十条「天皇崩ずるときは、皇嗣即ち踐祚し、祖宗の神器を承く。」

S 第四条「天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位する。」(皇嗣 皇太子・皇太孫)

※ 平成二十九年「皇室典範特例法」・・・終身在位の原則を残し高齢退位の例外を特認

③ K 第三十一条「皇子より皇玄孫(四世)に至るまでは、男を親王、女を内親王とし、五世以下は男を王、女を女王とす。」

S 第六条「嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫(二世まで)は、男を親王、女を親王とし、三世(嫡孫)以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とす。」

※ K は、嫡子優先(庶子公認) ↓ S は嫡子限定(庶子否定)

※ 明治四十年(一九〇七) K 「皇室典範増補」(○)の例外認許) 王の降下(復籍不可と明示)

※ 大正九年(一九二〇)「皇族の陛下に関する施行準則」(勅裁) 第一条「皇玄孫の子孫たる王・・・長子孫の系統四世以内を除くの外、勅旨に依り、家名を賜ひ華族に列す。」

④ K 第42条「皇族は養子を為す(迎える・出す)ことを得ず。」

S 第9条「天皇及び皇族は、養子する(迎える・出す)ことができない。」

⑤ K 第44条「皇族女子の臣籍に嫁したる者は、皇族の列に在らず。」

S 第12条「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは皇族の身分を離れる」

⑥ K 第55条「皇族会議は、成年以上の皇族男子を以て組織し・・・」(天皇親臨)

S 第28条「皇族会議は議員十人(皇族二人と三権代表八名)で組織する」(首相議長)

(10) 「日本国憲法改正案要綱案」(自由党憲法調査委員会、昭和二十九年十一月)「皇室典範を改正して、女性の天皇を認めるものとし、その場合その配偶者は、一代限り皇族待遇とする。但しその場合、摂政となることを得ないものとする。」

(11) 「皇室典範に関する有識者会議報告書」(小泉内閣、平成十七年十一月)「皇位の安定的な継承を維持するためには、女性天皇・女系天皇への途を開くことが不可欠である」

(12) 「皇室制度に関する有識者ヒアリング論点整理」(野田内閣、平成二十四年十月)「女性皇族が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持しうることにする制度改正についての検討を進める」A案 夫君も子孫も皇族とする。B案 夫君と子孫に皇族の身分を付与しない。

(令和元年九月三十日)